毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例

令和８年１月９日

主要目次

教育委員会規則

○ 県立高等学校管理規則の一部を改正する規則　一

告示

○ 公衆浴場入浴料金の統制額　一
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定　一
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除　一
○ 保安林予定森林　一
○ 土砂災害警戒区域の指定（六件）　一
○ 土砂災害警戒区域の指定の一部解除　一
○ 土砂災害特別警戒区域の指定　一
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除（六件）　一
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除（二件）　二〇
教育委員会告示
○ 令和八年度千葉県県立高等学校第一学年生徒募集定員　二一
選挙管理委員会告示
○ 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数　二四
特定調達公告
○ 入札公告（三件）　二五

別表（第三条）

名称	課程	男女別	学科・部		生徒定員 1年	2年	3年	4年	計
千葉県立千葉高等学校	全日制	男女	普通科		一年	二年	三年	四年	計
千葉県立千葉女子高等学校	全日制	女	普通科		三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
			家政科		二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
千葉県立千葉東高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）		四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立千葉商業高等学校	全日制	男女	商業科		二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
			情報処理科		八〇	八〇	八〇		二四〇
	定時制	男女	商業科（単位制）						二〇〇
千葉県立京葉工業高等学校	全日制	男女	機械科		四〇	四〇	八〇		一六〇
			電子工業科		八〇	八〇	八〇		二四〇
			設備システム科		四〇	四〇	四〇		一二〇
			建設科		四〇	四〇	四〇		一二〇
			電子機械科		四〇	八〇	八〇		二〇〇
			電気科		四〇	四〇	四〇		一二〇
			情報技術科		四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立千葉工業高等学校	全日制	男女	工業化学科		四〇	四〇	四〇		一二〇

教育委員会規則

千葉県教育委員会規則第一号

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月九日

千葉県教育委員会教育長　杉野　可愛

千葉県教育委員会規則第一号

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

	定時制	男	女	理数工学科	四〇	四〇	四〇		一二〇
				工業科（単位制）					一六〇
千葉県立千葉南高等学校	全日制	男	女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立検見川高等学校	全日制	男	女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立千葉北高等学校	全日制	男	女	普通科	二八〇	二八〇	三二〇		八八〇
千葉県立若松高等学校	全日制	男	女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立千城台高等学校	全日制	男	女	普通科	二八〇	三二〇	三二〇		九二〇
千葉県立生浜高等学校	全日制	男	女	普通科（単位制）					二四〇
	定時制	男	女	普通科・午前部（単位制）					三二〇
				普通科・午後部（単位制）					三二〇
				普通科・夜間部（単位制）					三二〇
千葉県立磯辺高等学校	全日制	男	女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立泉高等学校	全日制	男	女	普通科	一二〇	一二〇	一六〇		四〇〇
千葉県立幕張総合高等学校	全日制	男	女	総合学科（単位制）					一、九六〇
				看護科（単位制）					一二〇
	専攻科	男	女		四〇	四〇			八〇
千葉県立柏井高等学校	全日制	男	女	普通科	二〇〇	二〇〇	二四〇		六四〇
千葉県立千葉大宮高等学校	通信制	男	女	普通科（単位制）					二、〇〇〇
千葉県立土気高等学校	全日制	男	女	普通科	二四〇	二四〇	二八〇		七六〇
千葉県立千葉西高等学校	全日制	男	女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立犢橋高等学校	全日制	男	女	普通科	二〇〇	二〇〇	二四〇		六四〇
千葉県立八千代高等学校	全日制	男	女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇		七二〇
				家政科	四〇	四〇	四〇		一二〇
				体育科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立八千代東高等学校	全日制	男	女	普通科	二〇〇	二八〇	二八〇		七六〇
千葉県立八千代西高等学校	全日制	男	女	普通科	八〇	一六〇	二〇〇		四四〇
千葉県立津田沼高等学校	全日制	男	女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立実籾高等学校	全日制	男	女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇
千葉県立船橋高等学校	全日制	男	女	普通科（単位制）					九六〇
				理数科（単位制）					一二〇
	定時制	男	女	総合学科（単位制）					四四〇
千葉県立薬園台高等学校	全日制	男	女	普通科	二八〇	二八〇	二八〇		八四〇
				園芸科	四〇	四〇	四〇		一二〇
千葉県立船橋東高等学校	全日制	男	女	普通科	三二〇	三二〇	三二〇		九六〇

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

千葉県立安房高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）										七二〇
千葉県立館山総合高等学校	全日制	男女	工業科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一二〇
			商業科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一二〇
			海洋科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一二〇
			家政科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一二〇
			普通科（単位制）										一六〇
	定時制	男女											
	専攻科	男女											
千葉県立天羽高等学校	全日制	男女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
千葉県立君津商業高等学校	全日制	男女	情報処理科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八四〇
			商業科	一二〇	一二〇	一二〇	一六〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
千葉県立木更津高等学校	全日制	男女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
			理数科（単位制）										一二〇
千葉県立木更津東高等学校	全日制	女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
			家政科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一二〇
	定時制	男女	普通科（単位制）										一六〇
千葉県立君津高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
			園芸科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一二〇
千葉県立君津青葉高等学校	全日制	男女	総合学科（単位制）										三六〇
千葉県立袖ヶ浦高等学校	全日制	男女	普通科	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
			情報コミュニケーション科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一二〇
千葉県立市原高等学校	全日制	男女	普通科	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	二四〇
			園芸科	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一二〇
千葉県立京葉高等学校	全日制	男女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	三六〇
千葉県立市原緑高等学校	全日制	男女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	三六〇
千葉県立姉崎高等学校	全日制	男女	普通科	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	四〇〇
千葉県立市原八幡高等学校	全日制	男女	普通科（単位制）										六〇〇

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告　示

千葉県告示第一号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和八年一月三十日から施行する。

一　公衆浴場入浴料金の統制額

大人（十二歳以上の者）	五百五十円
中人（六歳以上十二歳未満の者）	二百円
小人（六歳未満の者）	百円

なお、令和五年千葉県告示第四百四十三号（公衆浴場入浴料金の統制額）は、令和八年一月二十九日限り、廃止する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

二　公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号）第二条第二項に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前号の規定は、適用しない。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

千葉県告示第二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十三条第八条第五項第十号に該当する区域である。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定する区域　香取郡多古町染井字一町田六四四番二及び六四五番八、喜多字東台下三六番二、七八番一、七八番二の一部、七八番三の一部、七八番四の一部、七八番五の一部、七九番一、七九番三の一部、八〇番一の一部、八〇番二、八〇番三の一部、八一番一の一部、八一番四の一部及び八二番一の一部、字佐野下一、三五七番二の一部、一、三五七番三の一部、一、三五八番一の一部、一、三五九番の一部並びに字縣道下二五六番二の一部及び二五七番の一部、林字中宮下一二一番一の一部、一二二番一の一部及び一二三番一の一部、水戸字鍋鳴一四一番の一部、一四二番一の一部、一四二番二、一四三番一の一部、一八〇番一、一八一番一及び一八一番二並びに字宿之下二四六番の一部及び二四七番、島字堤中一、五一四番の一部、一、五一六番二の一部、一、八九五番一の一部、一、八九六番一、一、八九六番一地先及び一、八九七番一並びに字新中添四、〇一九番一の一部、四、〇一九番二の一部及び四、〇二九番の三一部並びに牛尾字三ツ又三、二七一番の一部、三、二七二番の一部及び三、三一五番の一部並びに山武郡横芝光町篠本字下沼五、八〇五番の一部、新井字新田二、六六一番の一部及び字中町二、五九九番の一部、谷台字東耕地一、二四九番の一部及び一、二五〇番の一部、木戸台字羽抜三七二番の一部、三七五番一及び三七五番二の一部、牛熊字東耕地四四番の一部及び四五番一の一部並びに字駿耕地二四三番五の一部及び二四三番六の一部並びに中台字鳥井戸一二三番三の一部（別図のとおり）

二　土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年千葉県告示第百七十九号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定を解除する区域　印西市西の原一丁目一番一の一部（別図のとおり）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三　土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

四　当該区域において講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　保安林予定森林の所在場所

勝浦市守谷字浦之代七七六番二

二　指定の目的

土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐は、択伐による。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び勝浦市役所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第三百十九号（土砂災害警戒区域の指定）

で指定し、令和四年千葉県告示第三百六十八号（土砂災害警戒区域の指定の一部解除）で指定の一部を解除した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定に係る区域

区域の名称	指定の区域
真間二	市川市真間四丁目及び市川四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

二　指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域
真間二	市川市真間四丁目及び市川四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第三百十七号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定に係る区域

区域の名称	指定の区域
大野町四	市川市大野町二丁目、大野町三丁目及び南大野三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

二　指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域
大野町四	市川市大野町二丁目、大野町三丁目及び南大野三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第二百二十七号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定に係る区域

区域の名称	指定の区域
大町一	市川市大町及び大野町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		急傾斜地の崩壊
芝山四	船橋市芝山七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

二　指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域
大町一	市川市大町及び大野町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		急傾斜地の崩壊
芝山四	船橋市芝山七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第八十三号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	
海神二	船橋市海神六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

二　指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	
柏井町二	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
海神二	船橋市海神六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第六百四十一号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	
夏見三	船橋市夏見六丁目及び夏見五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

二　指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	
夏見三	船橋市夏見六丁目及び夏見五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

千葉県告示第十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	
ほたる野一	木更津市ほたる野四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
羽鳥野二	木更津市羽鳥野四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
羽鳥野三	木更津市羽鳥野五丁目及び大久保五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下烏田二	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下烏田三	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下烏田四	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下烏田五	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下烏田六	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下烏田七	木更津市下烏田の区域のうち、次の	急傾斜地の崩壊

	図面に示す区域	
下烏田八	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
港南台八	木更津市港南台一丁目、港南台二丁目、桜井、大久保及び小浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
港南台九	木更津市港南台四丁目及び港南台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
港南台一〇	木更津市港南台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井一四	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井一五	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井一六	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井一七	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井一八	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井一九	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井二〇	木更津市桜井及び真舟五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小浜九	木更津市小浜及び港南台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小浜一〇	木更津市小浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田六	木更津市上烏田及び八幡台七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田七	木更津市上烏田、八幡台七丁目及び八幡台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田八	木更津市上烏田及び八幡台三丁目の	急傾斜地の崩壊

	区域のうち、次の図面に示す区域	
上烏田九	木更津市上烏田及び八幡台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田一〇	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田一一	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田一二	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田一三	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田一四	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上烏田一五	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真舟一	木更津市真舟一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真舟二	木更津市真舟三丁目、桜井、真舟四丁目及び下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真舟三	木更津市真舟五丁目、真舟四丁目及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真舟四	木更津市真舟五丁目及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真舟五	木更津市真舟一丁目、千束台一丁目及び請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真舟六	木更津市真舟一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
菅生一	木更津市菅生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
菅生二	木更津市菅生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
清見台一	木更津市清見台一丁目及び永井作一	急傾斜地の崩壊

	丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	
請西六	木更津市請西及び千束台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西七	木更津市請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西八	木更津市請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西九	木更津市請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西一〇	木更津市請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西一一	木更津市請西二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西一二	木更津市請西及び請西東一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西東一	木更津市請西東三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西東二	木更津市請西東三丁目、請西東二丁目及び請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西東三	木更津市請西東八丁目及び矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西南一	木更津市請西南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
請西南二	木更津市請西南二丁目及び請西南一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田三	木更津市太田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田四	木更津市太田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田五	木更津市太田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田六	木更津市太田二丁目の区域のうち、	急傾斜地の崩壊

	次の図面に示す区域	
大久保一〇	木更津市大久保、大久保四丁目及び大久保六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一一	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一二	木更津市大久保五丁目、下烏田及び大久保一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一三	木更津市大久保三丁目及び畑沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一四	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一五	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一六	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一七	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一八	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大久保一九	木更津市大久保一丁目及び大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中尾二四	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中尾二五	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中尾二六	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中尾二七	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中尾二八	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中尾二九	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

中尾三〇	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東太田一	木更津市東太田三丁目及び東太田四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東太田二	木更津市東太田三丁目及びほたる野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東太田三	木更津市東太田三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東太田四	木更津市東太田一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢一七	木更津市畑沢、大久保及び港南台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢一八	木更津市畑沢一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢一九	木更津市畑沢一丁目及び畑沢一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二〇	木更津市畑沢一丁目及び港南台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二一	木更津市畑沢三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二二	木更津市畑沢及び大久保三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二三	木更津市畑沢及び畑沢四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二四	木更津市畑沢二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二五	木更津市畑沢二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二六	木更津市畑沢二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二七	木更津市畑沢及び南一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢二八	木更津市畑沢四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢南二	木更津市畑沢南三丁目、畑沢四丁目、畑沢三丁目及び畑沢南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢南三	木更津市畑沢南一丁目及び畑沢南六丁目並びに君津市坂田、君津台一丁目及び君津台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢南四	木更津市畑沢南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢南五	木更津市畑沢南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑沢南六	木更津市畑沢南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八幡台五	木更津市八幡台一丁目、八幡台二丁目及び羽鳥野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那二三	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那二四	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那二五	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那二六	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那二七	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那二八	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那二九	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三〇	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

矢那三一	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三二	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三三	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三四	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三五	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三六	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三七	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三八	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那三九	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那四〇	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那四一	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那四二	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那四三	木更津市矢那及び請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢那四四	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊豆島八	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊豆島九	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊豆島一〇	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊豆島一一	木更津市伊豆島の区域のうち、次の	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、令和五年千葉県告示第三百六十五号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏井町六	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北国分二	市川市北国分四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第

五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
羽鳥野三	木更津市羽鳥野五丁目及び大久保五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下烏田三	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下烏田四	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下烏田五	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下烏田六	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下烏田七	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下烏田八	木更津市下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
港南台八	木更津市港南台一丁目、港南台二丁目、桜井、大久保及び小浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
港南台九	木更津市港南台四丁目及び港南台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
港南台一〇	木更津市港南台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜井一四	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜井一五	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜井一六	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜井一七	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜井一八	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜井一九	木更津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桜井二〇	木更津市桜井及び真舟五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小浜九	木更津市小浜及び港南台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小浜一〇	木更津市小浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田六	木更津市上烏田及び八幡台七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田七	木更津市上烏田、八幡台七丁目及び八幡台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田八	木更津市上烏田及び八幡台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田九	木更津市上烏田及び八幡台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田一〇	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田一一	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

上烏田一二	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田一三	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田一四	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上烏田一五	木更津市上烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
真舟二	木更津市真舟三丁目、桜井、真舟四丁目及び下烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
真舟三	木更津市真舟五丁目、真舟四丁目及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
真舟四	木更津市真舟五丁目及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
真舟五	木更津市真舟一丁目、千束台一丁目及び請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
菅生一	木更津市菅生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
菅生二	木更津市菅生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清見台一	木更津市清見台一丁目及び永井作一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
請西六	木更津市請西及び千束台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
請西七	木更津市請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
請西八	木更津市請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
請西九	木更津市請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
請西一〇	木更津市請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
請西東二	木更津市請西東三丁目、請西東二丁目及び請西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
請西南一	木更津市請西南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
請西南二	木更津市請西南二丁目及び請西南一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
太田三	木更津市太田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
太田四	木更津市太田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
太田五	木更津市太田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保一〇	木更津市大久保、大久保四丁目及び大久保六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保一一	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保一二	木更津市大久保五丁目、下烏田及び大久保一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保一三	木更津市大久保三丁目及び畑沢の区域のうち、次の図	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

大久保一四	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保一五	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保一六	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保一七	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保一八	木更津市大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中尾二四	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中尾二五	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中尾二六	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中尾二七	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中尾二八	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中尾二九	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中尾三〇	木更津市中尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東太田一	木更津市東太田三丁目及び東太田四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東太田二	木更津市東太田三丁目及びほたる野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東太田三	木更津市東太田三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東太田四	木更津市東太田一丁目の区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

畑沢一七	木更津市畑沢、大久保及び港南台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢一八	木更津市畑沢一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢一九	木更津市畑沢二丁目及び畑沢一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢二〇	木更津市畑沢一丁目及び港南台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢二一	木更津市畑沢三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢二二	木更津市畑沢及び大久保三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢二三	木更津市畑沢及び畑沢四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢二四	木更津市畑沢二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢二六	木更津市畑沢二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢二七	木更津市畑沢及び畑沢南一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢二八	木更津市畑沢四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

畑沢南二	木更津市畑沢南三丁目、畑沢四丁目、畑沢三丁目及び畑沢南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢南三	木更津市畑沢南一丁目及び畑沢南六丁目並びに君津市坂田、君津台一丁目及び君津台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢南四	木更津市畑沢南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢南五	木更津市畑沢南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑沢南六	木更津市畑沢南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
八幡台五	木更津市八幡台一丁目、八幡台二丁目及び羽鳥野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那二三	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那二四	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那二五	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那二六	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那二七	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那二八	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那二九	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三〇	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三一	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三二	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三三	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三四	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三六	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三七	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三八	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那三九	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那四〇	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那四一	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那四二	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
矢那四四	木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊豆島八	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊豆島九	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊豆島一〇	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊豆島一一	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
伊豆島一二	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊豆島一三	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊豆島一四	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊豆島一五	木更津市伊豆島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中烏田一	木更津市中烏田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中烏田二	木更津市中烏田及び請西南四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和三年千葉県告示第三百二十五号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定し、令和四年千葉県告示第三百六十九号（土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除）で指定の一部を解除した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
真間二	市川市真間四丁目及び市川四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和三年千葉県告示第三百二十三号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大野町四	市川市大野町二丁目、大野町三丁目及び南大野三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和五年千葉県告示第三百六十七号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
柏井町六	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北国分二	市川市北国分四丁目の区域のうち、次の図面に示す区	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和三年千葉県告示第二百二十九号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	
芝山四	船橋市芝山七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類：急傾斜地の崩壊 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項：次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和三年千葉県告示第八十四号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	
海神二	船橋市海神六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類：急傾斜地の崩壊 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項：次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和三年千葉県告示第六百四十二号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	
夏見三	船橋市夏見六丁目及び夏見五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類：急傾斜地の崩壊 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項：次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和三年千葉県告示第二百二十九号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	
大町一	市川市大町及び大野町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類：急傾斜地の崩壊 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項：次の図面のとおり

中山一	市川市中山四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和五年千葉県告示第三百六十七号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月九日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
北国分一	市川市北国分三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第一号

令和八年度千葉県県立高等学校第一学年生徒募集定員を次のとおり定める。

令和八年一月九日

千葉県教育委員会教育長　杉　野　可　愛

一　全日制の課程

学校	学科	定員
千葉県立千葉高等学校	普通	三二〇
〃　千葉女子　〃	普通	二四〇
〃　千葉東　〃	家政	四〇
〃	普通	三二〇

学校	学科	定員
〃　千葉商業　〃	商業	二四〇
〃　京葉工業　〃	情報処理	八〇
	機械	四〇
	電子工業	八〇
	設備システム	四〇
	建設	四〇
〃　千葉工業　〃	電気	四〇
	電子機械	四〇
	情報技術	四〇
	工業化学	四〇
	理数工学	四〇
〃　千葉南　〃	普通	三二〇
〃　検見川　〃	普通	三二〇
〃　千葉北　〃	普通	二八〇
〃　若松　〃	普通	三二〇
〃　千城台　〃	普通	二八〇
〃　生浜　〃	普通	八〇
〃　磯辺　〃	普通	三二〇
〃　泉　〃	普通	一二〇
〃　幕張総合　〃	総合学科	六四〇
	看護	四〇
〃　柏井　〃	普通	二〇〇
〃　土気　〃	普通	二四〇
〃　千葉西　〃	普通	三二〇
〃　八千代　〃	普通	二四〇
	家政	四〇
	体育	四〇
〃　犢橋　〃	普通	二〇〇
〃　八千代東　〃	普通	二〇〇
〃　八千代西　〃	普通	八〇
〃　津田沼　〃	普通	三二〇
〃　実籾　〃	普通	三二〇
〃　船橋　〃	普通	三二〇
	理数	四〇

〃	〃	普通
東葛飾	松戸馬橋	普通
〃	松戸六実	普通
〃	松戸向陽	普通
〃	松戸国際	普通
〃	小金	総合学科
〃	松戸	芸術
〃	鎌ケ谷西	普通
〃	鎌ケ谷	普通
〃	浦安南	普通
〃	浦安	普通
〃	市川南	普通
〃	市川昴（すばる）	普通
〃	東葛飾	普通
〃	行徳	普通
〃	国府台	普通
〃	薬園台	普通
〃	船橋東	普通
〃	船橋啓明	普通
〃	船橋芝山	普通
〃	船橋二和	普通
〃	船橋古和釜	普通
〃	船橋法典	普通
〃	船橋豊富	普通
〃	船橋北	普通
〃	市川工業	機械
〃	〃	電気
〃	〃	建築
〃	〃	インテリア
〃	〃	普通
〃	〃	普通
〃	〃	普通

〃	東金商業	〃
〃	大網	〃
〃	九十九里	〃
〃	長生	〃
〃	茂原	〃
〃	茂原樟陽	〃
〃	一宮商業	〃
〃	大多喜	〃
〃	大原	〃
〃	長狭	〃
〃	安房拓心	〃
〃	安房	〃
〃	館山総合	〃
〃	天羽	〃
〃	君津商業	〃
〃	木更津	〃
〃	木更津東	〃

商業	情報処理	八〇
情報処理	普通	四〇
普通	農業	四〇
農業	食品科学	四〇
食品科学	生物工学	四〇
生物工学	普通	四〇
普通	理数	八〇
理数	普通	四〇
普通	農業	一四〇
農業	食品科学	四〇
食品科学	土木造園	四〇
土木造園	電子機械	四〇
電子機械	電気	四〇
電気	環境化学	四〇
環境化学	商業	四〇
商業	情報処理	八〇
情報処理	普通	四〇
普通	総合学科	一六〇
総合学科	普通	一六〇
普通	普通	一六〇
普通	総合学科	一二〇
総合学科	普通	一二〇
普通	工業	四〇
工業	商業	四〇
商業	海洋	四〇
海洋	家政	四〇
家政	普通	一二〇
普通	商業	一二〇
商業	情報処理	四〇
情報処理	普通	二八〇
普通	理数	四〇
理数	普通	一二〇
普通	調理国際	四〇
調理国際	服飾デザイン	四〇
服飾デザイン	普通	一六〇
普通	総合学科	一二〇
総合学科	普通	三二〇
普通	普通	二四〇
普通	普通	二四〇
普通	理数	四〇
理数	普通	二四〇
普通	普通	二〇〇
普通	普通	一六〇
普通	普通	八〇
普通	園芸	四〇
園芸	普通	二二〇
普通	普通	一二〇
普通	商業	一二〇
商業	情報処理	四〇
情報処理	海洋	四〇
海洋	畜産	四〇
畜産	園芸	四〇
園芸	食品科学	四〇
食品科学	電子機械	四〇
電子機械	電気	四〇
電気	情報技術	四〇
情報技術	建設	四〇
建設	総合学科	二四〇
総合学科	普通	一二〇
普通	普通	二〇〇
普通	理数	四〇
理数	普通	一六〇
普通	国際教養	四〇

〃	富里	〃
〃	佐倉	〃
〃	佐倉東	〃
〃	佐倉西	〃
〃	八街	〃
〃	八街四街道	〃
〃	四街道北	〃
〃	佐原	〃
〃	佐原白楊	〃
〃	小見川	〃
〃	多古	〃
〃	銚子	〃
〃	銚子商業	〃
〃	旭農業	〃
〃	東総工業	〃
〃	匝瑳	〃
〃	松尾	〃
〃	成東	〃
〃	東金	〃

二　定時制の課程

学校	学科	定員
〃　君津	普通	二四〇
〃　君津青葉	総合学科	一二〇
〃　袖ヶ浦	園芸	四〇
〃　袖ヶ浦	普通	二四〇
〃　袖ヶ浦	情報コミュニケーション	四〇
〃　市原	普通	八〇
〃　市原	園芸	四〇
〃　京葉	普通	一二〇
〃　市原緑	普通	一二〇
〃　姉崎	普通	一二〇
〃　市原八幡	普通	二〇〇
千葉県立千葉商業高等学校	商業	四〇
〃　千葉工業	工業	四〇
〃　生浜	普通・午前部	八〇
〃　生浜	普通・午後部	八〇
〃　生浜	普通・夜間部	八〇
〃　船橋	総合学科	八〇
〃　市川工業	工業	四〇
〃　松戸南	普通・午前部	一二〇
〃　松戸南	普通・午後部	一二〇
〃　松戸南	普通・夜間部	八〇
〃　東葛飾	普通	八〇
〃　佐倉南	普通・午前部	八〇
〃　佐倉南	普通・午後部	八〇
〃　佐倉南	普通・夜間部	四〇
〃　佐原	普通	四〇
〃　銚子商業	商業	四〇
〃　匝瑳	普通	四〇
〃　東金	普通	四〇
〃　長生	普通	四〇
〃　長狭	普通	四〇
〃　館山総合	普通	四〇

三　通信制の課程

学校	学科	定員
千葉県立千葉大宮高等学校	普通	五〇〇
〃　木更津東	普通	四〇

四　専攻科

学校	定員
千葉県立幕張総合高等学校	四〇
〃　館山総合	一〇

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

令和八年一月九日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

一　地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数　一〇五、〇八六人

二　地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数　七五六、七八二人

三　地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区　一六、一〇三人

千葉市中央区選挙区　六一、〇四七人
千葉市花見川区選挙区　四九、五七三人
千葉市稲毛区選挙区　四四、二三八人
千葉市若葉区選挙区　四一、〇〇〇人
千葉市緑区選挙区　三五、五五二人
千葉市美浜区選挙区　四一、七二九人
銚子市・香取郡東庄町選挙区　一八、八八六人
館山市選挙区　一二、五八七人
木更津市選挙区　三七、七五七人
野田市選挙区　四二、七〇六人
茂原市選挙区　二四、五八三人
成田市選挙区　三五、一一二人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区　五三、二八一人
東金市選挙区　一五、八八七人
旭市選挙区　一七、一七六人
習志野市選挙区　四八、一八九人
柏市選挙区　一二〇、五二四人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区　一八、九三二人
市原市選挙区　七五、一〇一人
流山市選挙区　五六、七七五人
八千代市選挙区　五六、六八〇人
我孫子市選挙区　三七、二三五人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区　二〇、五四六人
鎌ケ谷市選挙区　三一、〇六四人
君津市選挙区　二二、七四八人
富津市選挙区　一一、七一三人
浦安市選挙区　四八、〇五三人
四街道市選挙区　二六、〇一二人
袖ケ浦市選挙区　一八、〇六一人
八街市選挙区　一八、四八三人
印西市・印旛郡栄町選挙区　三四、七九〇人
白井市選挙区　一七、〇四五人
富里市選挙区　一三、二九六人
匝瑳市選挙区　九、四六二人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区　二五、二八〇人
山武市・山武郡選挙区　二五、六五八人
大網白里市選挙区　一三、六〇三人

四　地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

市川市選挙区　一三五、三二八人
船橋市選挙区　一五六、四二三人
松戸市選挙区　一三五、七三二人

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和８年１月９日

千葉県立西部図書館長　忍足哲也

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和８年１月９日

千葉県企業局長　野村宗作

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和８年１月９日

千葉県企業局福増浄水場長　坪倉隆

購読料　本号（別冊を含む。）　一部　九九円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八